資料３－１

令和３年産の需給適正化に向けた対応について

【令和３年産米の需要に応じた生産に係る推進方針（令和２年 12 月 25 日策定）】

県・地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産が図られるよう、認定方針作成者の活動支援及び需要の裏付けの精査を行うとともに、農業者の作付計画策定前に集荷業者・団体と需給動向を共有し、農業者が需要に応じた生産に取り組めるよう、的確な情報提供及び国の令和２年度補正事業や産地交付金の効果的活用も含め農業者が取り組みやすい環境を整備

≪ 県協議会の取組 ≫

１　地域農業再生協議会への働きかけ

（１）各地域における適切な生産目標の設定

県生産目標や市町村別目安を踏まえた目標となっているか、確実な需要に基づく目標となっているか検証

（２）関係団体が一体となった国３次補正事業等の活用推進

「水田リノベーション事業」及び「麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト」について、産地と実需との連携が必要

→　実需者と産地及び集荷団体等の結び付けを進めるため、県域及び地域段階で支援チームを組織し、各時点・段階における課題の解消を図る。

（３）転換に向けた適切な産地交付金の使途の設定及び転換作物拡大加算等の積極的な活用

２　令和３年産の主食用米の集荷計画及び事前契約状況調査

認定方針作成者を対象に市町村別集荷計画や販売計画等を調査

３　令和３年産米等の作付計画等の調査

地域農業再生協議会を対象に水稲生産動向や用途別生産数量等を調査するとともに、生産目標に沿った作付となっているか検証

４　情報提供

○　非主食用米等への転換推進チラシの発行（２月中旬）

○　新潟県版マンスリーレポート（毎月発行）

○　ＤＩ調査（隔月実施）

非主食用米等への転換推進の進め方

【基本的な考え方】

○　安定的な取組として、継続的に推進していく必要があることから、これまで各協議会で推進してきた品目を中心に検討の上、重点的に推進

○　重点品目の推進や目安の達成に向け、各地域における産地交付金での上乗せ等を検討

○　確実に転換を進めるため、水田活用の直接支払交付金の代理受領などの仕組みを活用し、集出荷業者等が産地単位でのまとまった作付転換の取組をしっかりと推進

【各作物の推進の考え方】

○　加工用米

・　本県を代表する地場産業である米関連産業と連携した発展が可能であることから、需要に応えられるよう、水田リノベーション事業を活用ししっかりと推進を実施

・　また、米菓業界においては、実需の求める価格での供給が可能となるよう、新型コロナの影響で需要が減少している業務用米のうち、多収性品種を重点的に転換

○　輸出用米

・　近年取組の拡大が図られており、水田リノベーション事業を活用し、更なる拡大が図られるよう推進

○　米粉用米

・　継続的な取組が図られるよう、現行の取組をしっかり維持するとともに、需要に応じた拡大を推進

○　飼料用米

・　継続した取組が図られるよう、畜産農家と結びついた地域内流通の拡大を推進するとともに、飼料メーカー等と連携した全国流通も活用し確実に推進

○　大豆

・　取組実績を有する産地を中心に、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトを活用し、機械の機能向上や営農技術の新規導入、団地化の推進を積極的に進め、担い手の経営発展に資するよう推進